

(15) 表

9 関係文献
日本橋二丁目遺跡調査会『日本橋二丁目遺跡』(二〇〇三年)
仲光克顕「江戸、日本橋における町屋の様相」(坂詰秀一先生古希記念論文集「考古学の諸相」Ⅱ、二〇〇六年)

(仲光克顕(中央区教育委員会))

面には判読不能の焼印が二カ所に施され、この札の使用者名が記される。(17)は曲物の底板である。側面三カ所に側板を留めていた木釘が残存する。墨書は曲物ごと販売していた商品の店名であると思われる。(18)は荷札とみられ、上方に穿孔が認められる。表面に日付と本遺跡地である「万町」の焼印が施される。裏面は不明瞭であるが、「宿」の字がみられることから、荷の届け先が記されていた可能性があるであろう。また、左側面にも墨書がみられる特異な札である。(19)は、右辺の一部以外周囲を欠損するが、荷札とみられる。片面に名字とみられる人名が墨書される。

なお、釈読にあたっては、中央区教育委員会の清水聡氏のご教示を得た。



(東京東北部)

東京・日本橋二丁目遺跡

にほんばしにちようめ

- 1 所在地 東京都中央区日本橋二丁目
- 2 調査期間 一九九九年(平11) 十一月～二〇〇〇年二月
- 3 発掘機関 日本橋二丁目遺跡調査会
- 4 調査担当者 仲光克顕
- 5 遺跡の種類 都市跡(町屋)
- 6 遺跡の年代 近世・近代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

日本橋二丁目遺跡は、日本橋から約二五〇m南に位置し、約一〇〇m西には中央通り(旧日本橋通り)が南北に展開する。当該地は、天正一八年(一五九〇)の徳川家康入府後に形成された人堀の一角にあたる。寛永一五年(一六三八)には幕府奥医師久志本氏が拝領しているため、少なくともこの頃には埋め立てられていたのであろう。久志本家拝領後、程なく町人に貸地

され、通二丁目新道の町屋として幕末に至った。調査面積は約八〇〇㎡である。

調査の結果確認された生活面は一〇面を数える。生活面は標高〇・五mから3mまで堆積しており、入堀の埋め立て後にかさ上げが繰り返されたことが窺われる。第一面から第一〇面及び入堀を含めて三〇八基の遺構が検出された。主な遺構は、下水木樋やこれに直角に繋がる下水枝樋、穴蔵、竈、礎石建物、胞衣埋納遺構などである。調査地は、近代の地図資料などから、下水木樋により区画されていた可能性がある。また、遺跡が低地に立地することもあり、陶磁器、瓦類のほかに、多量の漆器や箸も出土した。本遺跡は、大きく入堀、久志本家屋敷、町屋と年代を追って土地の利用状況を区分できる。このことは、日本橋の大通り裏手における町屋の土地利用の状況を知る手掛かりとなる。

木簡は、二七四号入堀（三点）、第九面（一六五七年の明暦の大火の頃）の遺構外（一点）、第八面（一七世紀末葉から一八世紀初頭頃）では二七六号井戸（三点）・一二五号土坑（三点）・遺構外（二点）、第六・七面（一八世紀前葉から一七五〇年代頃）の一八一号穴蔵（三点）、第六面（一七五〇年代頃）では二二三号土坑（二点）・一九三号土坑（一点）・一七七号土坑（一点）・一六九号井戸（一点）、第一面（一八三〇年から一八六〇年代頃）では二号穴蔵（三点）から出土した。このほか調査区一括の遺構外出土の三点を加え、総計は二六点にのぼる。

る。

二七四号入堀は、北西から南東に延びる極めて大規模な入堀とみられる掘り込みで、確認できた規模は東西四〇m南北一〇・八m、最大深さは四・二四mに及ぶ。断面を左右対称と仮定するならば、入堀全体の北側三分の一程度が確認されたことになる。第一〇面以降の生活面は、すべてこの入堀を埋め立てた跡に構築されたものである。なお、この入堀の埋め立ては、入堀を描いた絵図の残る寛永九年（一六三二）から、埋め立て地を幕府御殿医の久志本式部が拝領したことが知られる寛永一五年までの七年前後の間に行なわれたとみられる。

第八面の二七六号井戸は、木樋により上水が供給されていた上水井戸。筒状の井戸桶二段からなり、三本の木樋が接続する。開口部の直径は〇・七四〜〇・七六m、底部径〇・七六m、深さは二・三五mを測る。一二五号土坑は、東西二・九二m南北一・六六m深さ〇・六二mの不整形の土坑。黒色粘質土を主体とし、多数の木片を含む。

第六・七面の一八一号穴蔵は、東西一・八一m南北二・一六m深さ一・三五mを測る。第六面の二二三号土坑は、東西一・七〇m南北一・五二m深さ〇・七七mで、多量の木製品を含む。一九三号土坑は、東西一・八〇m南北〇・九一〜一・二m深さ〇・一三mを測る。一七七号土坑は、東西一・四〇m南北二・四〇m深さ〇・九一mの

隅丸長方形の土坑。ゴミ穴であろう。一六九号井戸は、筒状の二段の井戸桶をもつ井戸。開口部の直径は一・四四m底部径一・二八m深さ一・二〇mを測る。上水木樋が接続していた痕跡はなく、溜井戸であろう。

第一面の二号穴蔵は、東西一・七四―一・七八m南北一・七四―一・七六mのはほぼ正方形を呈し、深さは〇・九mを測る。南西側の底面には直径〇・五m深さ〇・六mほどの埋桶が検出された。

8 木簡の釈文・内容

調査区遺構外一括

(1) 「大梅二」

145×(69)×5 061

(2)

「
□□□□宮
□□□□菩薩
□□□□
」
[五大力カ]

170×37×5 011

(3)

「清原
御石」(他二モ墨痕アリ)

径80×厚7 065

二七四号入堀

(4)

□□印い
南□□
□□□
[長カ]

径(354)×厚8 061

(5)

「若彦左様 □□ 本田□右衛門」

157×(33)×3 081

(6)

・「○相二□□□

・「○□□
山□半□

(172)×60×4 019

第九面遺構外

(7)

・「○久志本内」

・「○中村長兵衛」

197×44×7 011

第八面遺構外

(8)

「横倉石仲様 □□□□□□
□□□□□□ 杵田次左衛門」

219×64×5 011

(9)

「り□
れ□」

43×55×11 011

第八面二七六号井戸

(10)

□弥三郎」

(102)×(31)×4 059

(11)

「□□□□身ハ□んふくの物なれは
□□□□□□□□□□」

238×(31)×3 081



(8)



(7)



(5)



(6)



(2)



(1)



(9)



(14)



(10)



(17)



(12)



(15)



(18)



(11)



(26)



(25)



(24)



(19)



(22)



(16) 表

- (12) ・「く久志本式部少輔内半□」
 ・「く差御公用之内十貫目入」
 219×39×7 032
- 第八面二二五号土坑
- (13) 「納豆」
 □
 径159×厚3 061
- (14) 「田三」
 「田三」
 □
 (52)×68×2 081
- (15) ・「(目印)伊勢屋喜兵衛様同」
 喜左工門」
 ・「定□」
 小松 淀
 235×57×5 011
- 第六・七面一八一号穴蔵
- (16) ・「(焼印)り落」
 「市村座」き」
 ・「り落」
 き
 137×69×9 011
- (17) ・「市村座」弥三郎」
 ・「□□□□」
 133×29×4 011
- (18) ・「上□□□□□□□□」
 ・「□□□□味□」
 □□□□
 (376)×68×4 019
- 第六面二二三号土坑
- (19) 「□□□□」
 「五カセ」
 「五カセ」
 □□
 49×71×10 011
- (20) 「法□□ひ」
 径(147)×厚3 061
- 第六面一九三号土坑
- (21) 「(日カ)平カ」
 「□□□□松町」
 径282×厚7 061
- 第六面一七七号土坑
- (22) ・「乙享保廿年」
 御門札
 卯九月 荷物
 ・「平松町」
 藤右衛門店
 彦兵衛
 内 荷物「(焼印)□」
 106×76×8 011

(23)



径(472)×厚20 061

第一面二号穴蔵

(24)



169×34×5 061

(25)

・「く。久志本内」

・「く。御留意」

204×41×11 032

(26)

・「江戸日本橋

左内町 天海分(花押)
土田左衛門

和泉屋甚兵衛殿

(焼印)

荷渡

四月十五日
四月廿日卯刻御宿迄

・「海陸安全

」 206×59×5 011

(1)は樽の側板である。樽には梅が容れられていたものと思われる。
(2)は荷札とみられ、左下が欠損する。(3)は曲物の蓋とみられ、中央に粗い穿孔が認められる。「御石」とあることから、基石容れであったのかもしれない。(4)は樽の蓋とみられるが、四分の一程度の残存である。(5)は荷札とみられ、左側が全体に欠損する。右側には穿



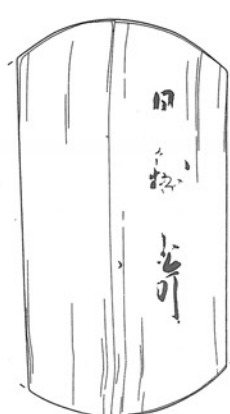
(13)



(20)



(4)



(21)



(23)



(3)

孔が二カ所認められる。(6)も荷札とみられ、上部に二カ所穿孔が認められる。(7)も荷札であり、表面に「久志本内」と当該地の拝領者が記される。(8)も荷札であり、札の周囲に八カ所穿孔が認められる。判読はできなかったが、町名とみられるもの及び荷の受取り人、差出人が記される。(9)は性格不明の木製品である。文字にはならないが、裏面にも絵柄が墨書される。(10)は荷札とみられるが、左側の一部が遺存するのみである。(11)も荷札とみられるが、左側が大きく欠損する。(12)も荷札である。表面には、土地拝領者及び受取人名が記され、裏面には荷の数量などが記される。(13)は納豆が容れられていた曲物の蓋とみられ、二分の一弱が欠損する。(14)は荷札の可能性があるが、木取りが他のものと異なり、比較的薄いため、判然としない。(15)は荷札である。表面に荷の送り主の屋号(「」に「菰」)や商人名が認められる。裏面の名は荷の受取人と思われる。(16)は市村座の芝居入場券で、切落しという大衆的な観客席の札である。丁寧に角の面取が施され、表面には「市村座」の焼印及び「きり落」の墨書が、裏面にも「きり落」の墨書がみられる。(17)は上端の一部を欠損する。性格は不明であるが、(16)であげた市村座に関連するものである。(18)は比較的大型の荷札と思われる。下端部を欠損する。(19)は荷札とみられるが、(14)同様木取りが異なり、また側面の二カ所に釘孔がみられる。商人名が記される。(20)は曲物の底板である。内容物ないしは商店名などが記されていると想定されるが、判読できなかった。

った。(21)は樽の蓋とみられ、部材中央部のみ遺存する。町名が認められる。(22)は表面に「御門札」とあることから、武家屋敷や商店などに出入りするのための許可証と思われる。表面の日付は有効期間の可能性があり、裏面には店名と商人の名前、焼印が認められる。(23)は樽の底板とみられ、四分の一程度が遺存する。(24)は切り匙または蒲鉾板とみられる。(25)は荷札で、表面に土地拝領者である「久志本」の名がみられる。(26)も荷札である。表面には町名及び送り主の名、花押及び焼印が認められ、加えて受取人と荷渡しの日日などが記される。「和泉屋甚兵衛」は現東京都中央区発祥の運送会社「日本通運」の前身にあたる飛脚問屋とみられる。

なお、釈読にあたっては、中央区教育委員会の清水聡氏のご教示を得た。

9 関係文献

日本橋二丁目遺跡調査会『日本橋二丁目遺跡』(二〇〇一年)
仲光克顕「中央区 日本橋二丁目遺跡の調査」(江戸遺跡研究会会報「八七、二〇〇二年」)

(仲光克顕(中央区教育委員会))



(12) 表